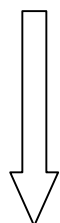


別紙 食物アレルギー対応の流れ

新規（新入生・転入生）

1 アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童・生徒の事前の把握



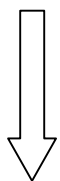
- ・就学時健康診断や入学説明会、転入時などの機会に、アレルギー調査を実施する。
- ・アレルギー調査で「有」の提出があり、学校での配慮を保護者が求める場合は「学校生活管理指導表」を渡し、医療機関で医師に記載してもらう。

2 医師による学校生活管理指導表の記載



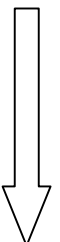
- ・記載いただいた「生活管理指導表」は、学校へ提出する。

3 個別面談



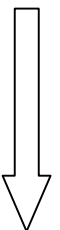
- ・「学校生活管理指導表」を基に、各学校の食物アレルギー対応委員会メンバーと保護者で面談を実施し、お子さんの具体的な症状等の聞き取りを行う。

4 対応実施の決定



- ・「学校生活管理指導表」と面談内容を基に、アレルギー対応委員会で対応方法を協議・内容を決定する。
- ・「アレルギー対応内容確認書」に委員会で決定した対応内容を記載し、保護者に面談において内容確認および署名をもらい、複写を保護者に渡す。
- ・委員会は決定した対応内容を学校の全教職員に周知し、共通理解を図る。

5 対応の開始



- ・毎月「アレルギー児童・生徒用献立表」を事前に保護者へ提示し、確認をとる。
- ・食物アレルギーに対応した給食の実施
- ・保護者とは定期的に面談を行い、連携を密にして対応を充実させる。

6 次年度に活用する管理指導表の配付

- ・対応継続としても年度末に医療機関を受診するよう保護者に伝え、「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。